

中国輸出管理法草案の第2次案に関するパブリックコメント募集について（速報）
【改訂版】

2020年1月6日
（同1月14日改訂：赤字部分）
CISTEC事務局

■第2次草案のパブリックコメント募集

2017年6月にパブリックコメントが募集された中国輸出管理法草案は、その後、中国政府内で検討がなされ、昨2019年12月23日からの全人代常務委で第一次審議がなされた。その審議結果を反映した第2次草案について、12月28日付でパブリックコメントが募集された。締切は、1月26日。

◎パブコメ募集サイト

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff8080816f21a161016f3b0655d56931>

◎草案 / CISTEC 仮訳

◎全人代での特設サイト

<http://www.npc.gov.cn/npc/ckgzlf/ckgzlf.shtml>

◎全人代常務委での審議経過

http://www.npc.gov.cn/npc/d13j15c9/13j15c_list.shtml

◎[法制日報記事](#)（2019年12月24日付） ※中国共産党中央政法委員会の機関紙

■これまでの経過

中国輸出管理法草案については、2017年6月時点での第一次草案に対して、輸出管理の次元の問題に留まらず、中国の貿易・投資環境にも大きな影響を与えるものとして、CISTECを中心にとりまとめたパブリックコメントを、日本の主要産業団体（9団体）及び日米欧三極産業団体（14団体）から、連名で提出している（各2017年12月、2018年2～3月）。

一連の経過については、CISTECのHPの以下のサイトを参照。

◎中国輸出管理法草案資料

https://www.cistec.or.jp/service/china_law.html

■第1次草案に係る提出パブコメでの指摘・要請事項についての第2次草案での対応

2017年6月公表の第1次草案では全体で70条あったものが、今回公表された第2次草案では、大幅に再編整理され、全体で48条となった。

提出したパブコメでの指摘・要望事項に関しては、原案通り維持されたもの、削除されたもの、詳細は下位規則に委ねたもの、他法令等で代替すると思われるもの等がある。

| 第 1 次草案に対する提出パブコメでの指摘・要請項目 | 今回の第 2 次草案での規定ぶり |
|---|--|
| 1.WTO 及び国際輸出管理レジームによる国際的な通商ルールとの整合性 | |
| <p>(1)「国際競争力」「国際市場への供給」等や「対等原則」(報復条項)</p> | <p>①規定品目策定要素や許可要件等から、「国際競争力」「国際市場への供給」等は削除(第 1 次草案第 16 条、第 22 条の(四)が削除され、第 2 次草案第 13 条に)。</p> <p>②「対等原則」は削除されてはいるが、別途の「対外貿易法」には当該条項があること、及び別途、米国 Entity List 掲載等への対抗として「信頼できない主体リスト」制度が施行予定とされていることに要留意。</p> |
| <p>(2)「重要戦略稀少物資の保護」の視点が含まれる、適用範囲</p> | <p>当該視点は、起草目的にあるもので、第 1 次案にも直接規定されていたわけではないが、①規制品リストは国際的義務の履行と国家安全保障の観点から策定されること(第 10 条)、②レアアースの輸出規制の動きが報じられていること、③別途、国家発展改革委員会による「国家技術安全管理リスト」制度が実施予定とされていること等に要留意。</p> |
| 2. 貿易・投資環境の阻害要因の再検討 | |
| <p>(1) 再輸出規制の再検討</p> | <p>第 1 次案のデミニミス・ルールまで言及した再輸出規制の独立条項(第 64 条)は削除。しかし、再輸出も含めて、「本法の関連規定に基づき実施」と規定(第 45 条)。</p> <p>※第 1 次案の第 64 条と 65 条を統合。</p> |
| <p>(2) みなし輸出規制の再検討</p> | <p>基本的には第 1 次案の通り維持(第 2 条)</p> |
| <p>(3) 国際輸出管理レジームに即した規制リストの制定</p> | <p>通常の規制品リストは国際的義務や国家安全等の観点から策定するとされていたものが、単に「輸出管理政策に基づいて策定する」とされている(第 9 条)。他方、臨時管理リストでは、国際的義務の履行、国家安全の観点から規定するとされている(第 10</p> |

| | |
|---|---|
| | 条)。 |
| (4) 輸出審査時の不合理な技術開示要求の抑制 | 草案自体には特段の言及はないが、2019年1月に成立した「外商投資法」において、「行政手段による強制的な技術移転の禁止」条項を規定。 |
| (5) 最終ユーザー・用途の現地確認についてバランスのとれた方法、条件等の設定 | 最終ユーザー・用途の現地確認規定(第1次案の第28条後段)は削除。誓約する旨が新たに規定され(第18条)、最終ユーザーによる最終用途保証違反等の場合に輸出制限リストに掲載する旨を規定(第20条)。 |
| 3.円滑な実施に向けた十分な配慮の必要性 | |
| (1) 十分な周知と、内外の産業界との意見交換機会の確保 | — |
| (2) 細部まで含めて明示された後の十分な猶予期間の確保と、規制の段階的な導入 | — |
| (3) 企業・組織の内部コンプライアンス体制を奨励・構築する施策の促進 | 内部自主管理制度の運用が良好な輸出者には、許可上の優遇措置を付与できる旨及び具体的内容は当局が定める旨を規定(第14条)(これに伴い、共通許可取得者への半年ごとの報告義務規定(第1次案の第35条)は削除)。 |
| (4) ビジネス上の機密情報の保護 | 草案自体には特段の言及はないが、2019年1月に成立した「外商投資法」において、「行政手段による強制的な技術移転の禁止」条項を規定。 |